

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月21日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101013 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100161 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の記録がない。請求期間当時、A 社は、B 社に社名を変更したが、継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社において、請求者と同様に平成 11 年 10 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の同僚の回答から判断すると、請求期間当時、請求者は、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、平成 11 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、同社の社会保険事務担当者及び経理担当者は、請求期間当時、同社の社員全員について、同日を厚生年金保険の資格喪失日とする届出をし、請求期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していない旨回答及び陳述している。

また、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認できる資料等を保有していないほか、事業主は既に亡くなっていることから厚生年金保険料控除を確認することができず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、請求者は、請求期間当時、A 社から B 社に社名を変更したと主張しているところ、A 社の商業登記簿謄本では、A 社から B 社への商号変更は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。